

キャッシングの借入額が変わります！ 消費者相談、受付ています！

【問合せ】市民課 消費生活相談係 (小城庁舎)
担当 金丸 ☎73-8800

6月18日より
**貸金業法が大きく
変わりました**

ローン・キャッシングを利用している方。あなたは大丈夫ですか？

◆「総量規制」Q&A
Q きちんと返済してきたのに急に借りられなくなるの？

◆相談窓口
◇福岡財務支局佐賀財務事務所 (多重債務相談窓口)
☎32-7161
(内線2725)
◇消費者ホットライン
☎0570-064-370

《注意！》
ヤミ金融からは絶対に借りないでください！
「返せない」「借りられない」など困ったら、まず、ご相談を！

A 総量規制といって年収の3分の1を超える場合、借入れができなくなります。
また、年収を証明する書類を提出していないと、借りられない場合があります。
(ただし一部除外または例外となる借入れもあります)
Q 専業主婦(主夫)はどうすればいいの？
A 配偶者の同意が必要です。あわせて配偶者の年収を証明する書類等の提出も必要となります。

◆法テラス
☎0570-078-374
◇クレジットカウンセリング協会※弁護士会・司法書士会・貸金業協会等
☎092-739-8104
金融庁のホームページ
<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>

5月の消費者月間に街頭キャンペーン

消費者トラブル防止のため
の県下一斉啓発キャンペーン
にちなんで、5月11日(火)
夕方、市内2か所のスーパー
で、小城市消費生活グルー
プのみなさんと小城市消費生活
相談員で、悪質商法に気をつ
けてもらうようにチラシとポ
ケットティッシュを配りまし
た。



8日以内ならクーリングオフ
(無条件解約)により契約を解
除できます。
おかしいなと感じたり、
困ったときは早めの相談を！
「守ろうよ、みんなを！」
～なくそう！高齢者の
消費者被害～

消費生活相談員による相談受付中です！

◆場所 小城庁舎 別棟
消費生活相談室
◆時間 月・水・金曜日
午前10時～午後4時
に行っています。
電話による相談も同じ時間
です。
◆専用電話 ☎72-5667

●まちの話題

ドッジボールを寄贈していただきました

小城新生興業社(有)様
から三日小学校に、ドッ
ジボールを寄贈していただ
きました。

小城新生興業社(有)様
では、昨年の9月21日から
12月31日までの102日間、
(財)佐賀県交通安全協会主
催の「事業所対抗サーフ
ティドライブチャレンジ
一〇〇」に取り組まれ、参
加された職員の方々が期間
中の無事故・無違反を達成
し、表彰と賞金を受けられ
ました。

この賞金を使い、営業地
区内にある学校にボールを
寄贈されたものです。
ありがとうございました。

